

II. 実践編



越谷特別市民
ガーヤちゃん



市政に参加したい、意見を言いたい。

市政全般について、市長本人に意見を伝えたい場合は

市民の提案制度 (市長への手紙・ファクス・電子メール)

「市長への手紙」、「市長へのファクス」、「市長への電子メール」を通してご意見・ご提案をいただき、市政運営に生かします。

いただいたご意見を市長が直接拝見し、回答をお送りします。回答は原則として郵送です。

1. 市長への手紙 (郵送)

①送り方

市役所、出張所、各地区センター・公民館などに設置してある「市長への手紙」を利用し、必要事項と意見・提案を記入のうえ、所定の封書にてお送りください (郵送料無料)。

②「市長への手紙」設置場所

市役所本庁舎 1階 総合受付
北部出張所
南部出張所
市民活動支援センター「ななサポこしがや」
中央市民会館
北部市民会館
越谷コミュニティセンター
老人福祉センター 4館 (けやき荘・くすのき荘・ゆりのき荘・ひのき荘)
地区センター・公民館 13館
児童館 2館 (コスモス・ヒマワリ)
科学技術体験センター
保健センター
市立病院
市立図書館
こしがや能楽堂
花田苑
市立総合体育館
キャンベルタウン野鳥の森
緑の森公園越谷市弓道場
越谷市民球場
市立しらこぼと運動公園
市内各駅 (8駅)
男女共同参画支援センター「ほっと越谷」

2. 市長へのファクス

①送り方

「市長への手紙」の用紙に必要事項と意見・提案を記入し、ファクスでお送りください。

※「市長への手紙(ファクス)様式」は越谷市ホームページからダウンロードできます。

②送り先

FAX: 048-965-0943

3. 市長への電子メール

①送り方

越谷市ホームページの「市長への電子メール」入力フォームに必要事項と意見・提案を入力し、送信してください。

②入力フォームの掲載場所

トップページ → 市長の部屋 → 市民の提案制度(市長への手紙・ファクス・電子メール) → 市長への電子メール

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/cgi-bin/form_enq/formmail.cgi?d=mayor

※ご意見とそれに対する回答を、越谷市ホームページで公開する場合があります。

※次のようなものについては、回答することができない場合があります。

- ①住所や氏名が記載されていないもの (あるいは虚偽記載)
- ②営利企業等の宣伝またはこれに類するもの
- ③市長との面会・面談を求めるもの
- ④市政に関するご意見などをいただく制度である「市民の提案制度」の趣旨から外れた内容のもの
- ⑤意味・意図が不明なもの

《お問い合わせ》

市長公室 広報広聴課 (本庁舎2階)

電話: 048-963-9117

FAX: 048-965-0943



特定の計画等への意見を言いたい場合は

パブリックコメント

(意見公募手続)

越谷市では、市の基本的な施策に関する計画、方針、指針や基本的な理念を定めた条例等を策定する際に、あらかじめ計画等の案を公表し、市民の皆さんの意見を聴くこととしています。

1. 意見の提出方法

意見の募集時には、広報こしがやお知らせ版や越谷市ホームページなどでお知らせします。所定の様式に記入し、意見をお寄せください。原則として、寄せられた意見と、意見に対する市の考え方を公表します。

《お問い合わせ》

市長公室 広報広聴課 (本庁舎2階)

電話：048-963-9117

審議会等への参加

市政を進めるうえで、市民の皆様や有識者から意見を求める場として、審議会等を設置しています。

広く市民の皆様の声をまちづくりに活かしていくため、審議会等へ積極的に公募制を導入しています。



1. 応募できる方

次の要件のすべてに当てはまる方です。

- ①満 18 歳以上の方
- ②市内において、住み、働き、学び、又は活動している方
- ③他の審議会等の公募による委員でない方
- ④市の職員でない方

2. 活動の内容

審議会等の会議に参加し、所管事項について調査審議します。

3. 応募方法

公募委員の募集をしている審議会等は、広報こしがやお知らせ版や越谷市ホームページなどでお知らせします。各審議会等の募集要項を確認してご応募ください。

《お問い合わせ》

行財政部 行政管理課 (第二庁舎3階)

電話：048-963-9313



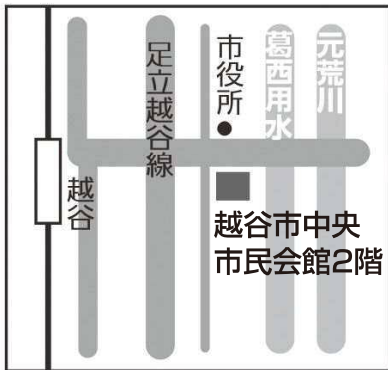
ボランティアをしてみたい。 越谷市を良くする手伝いがしたい。

越谷市社会福祉協議会 ボランティアセンター (ボランティア登録)

越谷市社会福祉協議会ボランティアセンターの「ボランティア相談コーナー」では、みなさんが活動しやすい環境をつくるためにボランティア登録を行っています。

1. 場所

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目1番1号
(越谷市中央市民会館2階)



2. 開設時間 (ボランティア相談コーナー)

月～土曜日 (祝日を除く)
10時00分～16時00分

3. ボランティアの始め方 (ボランティア登録)

①自分にできそうな活動を探す

何をやって良いかわからない場合も、ボランティア相談コーナーの相談員がお話を聞いて、あなたに合いそうなメニューを紹介します。

②体験してみる

自分にできそうな活動を探すために、いろいろな活動を体験してください。参加希望の場合は、相談員にご相談ください。

③自分で続けていけると思える活動を決め、3回活動する

できそうな活動が見つかったら、3回継続して活動してください。

この期間中に活動の適否や家族との話し合い、自分の生活のパターンから無理のない活動かどうかを判断してください。



ボランティア相談コーナー



ボランティア活動(会食サービス)の様子

④登録する

活動されて3回経過した方は、ボランティアセンターのボランティア相談コーナーで登録手続きを行ってください。

《お問い合わせ》
社会福祉法人
越谷市社会福祉協議会
(越谷市中央市民会館2階)
電話：048-966-3411



通訳翻訳ボランティア及び 多文化共生推進員制度

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築いていこうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくために、通訳又は翻訳にご協力いただける方及び自分の国の文化を日本語で紹介していただける方を事前に登録し、依頼により活動していただきます。

1. 登録できる方

- ①原則市内在住在勤在学の18歳以上の在留資格のある外国人市民の方(帰化した方も含む)及び日本人市民の方で、外国語から日本語、日本語から外国語への通訳や翻訳ができる方
- ②原則市内在住在勤在学の18歳以上の在留資格のある外国人市民の方(帰化した方も含む)で、日本語で自国の紹介ができる、多文化共生を推進する意欲のある方

2. ボランティア活動の内容

市役所、学校等の市内公共施設において通訳をすること。

市、教育委員会等が作成する文書等の翻訳をすること。

自分の国の文化を日本語で地域の方々へ紹介し、多文化共生を推進すること。

3. 通訳翻訳等ボランティアの登録方法

登録申請書に必要事項を記入後、市民活動支援課へ提出してください。FAX、電子メールも可能です。登録申請書はホームページからダウンロードできます。電子申請窓口もご利用いただけます。

①受付期間：随時

②申し込み先

越谷市市民協働部 市民活動支援課
(越谷市役所第二庁舎2階)

電話：048-963-9114

FAX：048-965-7809

電子メール：

10045100@city.koshigaya.saitama.jp

4. ボランティア活動をする

通訳や翻訳が必要となった際または多文化共生推進講座の依頼があった際に、その都度市民活動支援課からご連絡をさせていただきます、ご協力いただける方をお願いしています。通訳・講座は1時間あたり1,000円、翻訳はA4・1枚1,200字程度で1,000円お支払いします。

また、スキルアップや意見交換を目的に、年に1～2回、学習会を設けております。開催が決まり次第ご連絡させていただきますので、ぜひご参加ください。

《お問い合わせ》

市民協働部 市民活動支援課

(第二庁舎2階)

電話：048-963-9114

FAX：048-965-7809

電子メール：

10045100@city.koshigaya.saitama.jp

ホストファミリー ボランティア制度

姉妹都市であるオーストラリア・ニューサウスウェールズ州・キャンベルタウン市から来日する使節団の受け入れの際にホストファミリーボランティアとしてご協力いただける方を事前に登録し、活動していただきます。

1. 登録できる方

越谷市内に在住の方で、滞在期間中、食事及び原則一部屋の提供をお願いできる方

2. ボランティア活動の内容

14歳～19歳くらいまでのキャンベルタウン市からの派遣生もしくは引率者を家族の一員として受け入れ、週末・祝日を一緒に過ごしていただくこと。

平日に市役所までのご送迎(送り：8時30分頃、迎え：17時30分頃)いただくこと。

3. ホストファミリーボランティアの登録方法

登録申請書に必要事項を記入後、市民活動支援課へ提出してください。FAX、電子



メールも可能です。登録申請書はホームページからダウンロードできます。電子申請窓口もご利用いただけます。

①受付期間：随時

②申し込み先

越谷市市民協働部 市民活動支援課

(越谷市役所第二庁舎 2階)

電話：048-963-9114

FAX：048-965-7809

電子メール：

10045100@city.koshigaya.saitama.jp

4. ボランティア活動をする

来日が決まり次第、その都度市民活動支援課からご案内をいたします。日程等をご確認いただき、その回ごとに受け入れ希望をご回答いただき、ご協力いただける方をお願いしています。

《お問い合わせ》

市民協働部 市民活動支援課

(第二庁舎2階)

電話：048-963-9114

FAX：048-965-7809

電子メール：

10045100@city.koshigaya.saitama.jp

介護支援ボランティア制度

介護支援ボランティア制度は、高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントがもらえ、貯めたポイントを換金（年間で最大 5,000 円）できる仕組みです。

1. 登録できる方

市内にお住まいの 65 歳以上の方
(越谷市介護保険第 1 号被保険者)

2. ボランティア活動の内容

- ◇レクリエーション等の指導、参加支援
- ◇お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助
- ◇喫茶などの運営補助
- ◇散歩、外出、館内移動の補助
- ◇模擬店、会場設営、芸能披露などの行事の手伝い

◇話し相手

◇その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動

(草刈、洗濯物の整理、シーツ交換など)

3. 介護支援ボランティアの登録方法

①受付期間

随時（新年度の登録受付の開始時期については、お問い合わせください）

②受付場所

越谷市社会福祉協議会ボランティアセンター
(中央市民会館2階 電話：048-966-3211)

③申請に必要なもの

越谷市介護保険被保険者証

※一年度ごとの登録となります。翌年度も引き続きボランティア活動をする場合は、改めて登録の手続きが必要です。

※登録はご本人のみの受け付けです。

(代行不可)

4. ボランティア活動をする

登録完了後、ボランティア活動をするご本人が、ボランティアの受け入れ登録をしている施設に直接連絡し、活動日時等を相談します。受け入れが可能であれば、活動開始です。

ボランティア活動についてのご相談は、越谷市社会福祉協議会でお受けします。

5. ボランティア活動の対象施設

市内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）、認知症高齢者グループホーム、デイサービス、ケアハウスのうち、市に登録されたもの

※各施設により活動内容は異なります。

社会福祉法人

越谷市社会福祉協議会

(越谷市中央市民会館 2 階)

電話：048-966-3211

《お問い合わせ》

福祉部 地域包括ケア推進課

(第二庁舎 1 階)

電話：048-963-9163



スポーツボランティア制度

市又は教育委員会が主催・後援するスポーツ・レクリエーションイベントの運営にご協力いただける方を事前に登録し、各種イベントの主催者からの依頼により活動していただきます。

1. 登録できる方

市内に居住、通勤、通学している15歳以上の方（中学生を除く）

市内のスポーツ・レクリエーション団体に加入している15歳以上の方（中学生を除く）

2. ボランティア活動の内容

スポーツ・レクリエーションイベントの運営補助（会場設営、後片付け、参加者受付、交通整理等）

3. スポーツボランティアの登録方法

登録申請書に必要な事項を記入後、スポーツ振興課へ提出してください。FAXも可能です。

登録申請書はホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi/gakushusports/supotu/borantia.html>

①受付期間：随時

②受付場所

越谷市教育委員会教育総務部

スポーツ振興課（越谷市役所第二庁舎4階）

電話：048-963-9284

FAX：048-965-5954

4. ボランティア活動をする

イベントの主催者から登録された方に直接連絡があります。協力できる場合は依頼者と打ち合わせを行い、イベント時に活動してください。

《お問い合わせ》

教育総務部 スポーツ振興課
(第二庁舎4階)

電話：048-963-9284

FAX: 048-965-5954

学校応援団の活動にかかる教育ボランティア

学校応援団とは、学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織であり、現在、越谷市内全ての小中学校に学校応援団が組織されています。

この学校応援団で御協力いただけるボランティアを募集しております。

例えば、手話や点字等の福祉教育活動、外国語活動、パソコンを活用した学習活動、芸術や手工芸の活動（器楽や合唱・昔の遊び・ミシン・華道や茶道等）、園芸等の活動（樹木の剪定・花植え等）、登下校時の児童生徒の見守り活動、本の読み聞かせ活動、その他さまざまな分野です。

御協力いただける方は各学校及び教育委員会指導課へ御連絡ください。

《お問い合わせ》

学校教育部 指導課（第二庁舎4階）

電話：048-963-9292





公園維持管理活動のボランティア (公園維持管理団体の登録)

公園等の清掃や施設点検などの活動を行っていただけるボランティア団体を募集しています。

1. 登録できる団体（1団体3名以上）

- (1) 市内の自治会又はその附属団体
- (2) 市内で主たる活動を行うボランティア団体
- (3) その他市長が認める団体

2. ボランティア活動の内容

- ①公園の清掃活動
- ②公園の除草活動
- ③公園施設の不具合箇所の連絡 など

3. 登録方法

提出書類に必要事項を記入後、公園緑地課へ提出してください。

書類はホームページからダウンロードできます。

①受付期間：随時

②受付場所

越谷市都市整備部 公園緑地課

(越谷市役所本庁舎3階)

電話：048-963-9225

③提出書類

- ・越谷市公園維持管理団体設立届出書
(指定様式)
- ・越谷市公園維持管理団体構成員名簿
(指定様式)
- ・越谷市公園維持管理活動計画書
(指定様式)

4. 支給品

必要に応じて、鎌、軍手、ゴミ袋など、公園維持管理に必要な消耗品の支給が受けられます。

《お問い合わせ》

都市整備部 公園緑地課（本庁舎3階）

電話：048-963-9225

公園維持管理団体の活動の様子





資格や知識、経験を活かして活動したい。

こしがや環境サポーター

越谷市では、市民や団体、教育機関等における環境配慮活動等への協力、支援を進めながら地域における自然環境保全、普及啓発活動を幅広く推進していくものとして「こしがや環境サポーター」を設立いたしました。サポーターとして登録された方は、市民等の求めに応じ、環境イベントへの参加や各学校で行っている環境学習への支援等を行います。

1. 登録できる方

①市民サポーター

市内に在住、在勤又は市内で環境配慮活動等に組み入れている満18歳以上の方

②学生サポーター

市内に在住、在学又は市内で環境配慮活動等に組み入れている高校生以上の学生

③企業サポーター

市内に住所を有する法人等

2. 活動の内容

①地球温暖化防止に向けた節電、省エネルギーなどのエコライフ活動

②太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用・創出に関する活動

③ゴミの発生抑制や3Rの促進などの資源循環に関する活動

④市内の自然や生き物の観察、生息状況等に関する調査・情報提供活動

⑤身近な緑の創出や生き物の生息空間の保全等に関する活動

⑥田園・河川等の越谷らしい景観・環境の保全、維持管理等に関する活動

⑦その他環境保全に資する活動

3. 環境サポーターの登録方法

「こしがや環境サポーター登録兼更新申請書」へ必要事項を記入の上、環境政策課へ提出してください。

登録申請書はホームページからダウンロードできます。

※登録された方に関する情報について、登

録者が承諾した範囲で市民・関係機関等へ情報提供いたします。

①受付期間：随時

②受付場所

越谷市環境経済部 環境政策課

(越谷市役所第三庁舎4階)

電話：048-963-9183

《お問い合わせ》

環境経済部 環境政策課

(第三庁舎4階)

電話：048-963-9183

生涯学習リーダーバンク

越谷市では、「いつでも、どこでも、だれでも」が学習できる環境づくりを推進するため、また、学習活動を通じて身に付けた知識や技術を社会や地域のまちづくりに活かすため、生涯学習に関する講師・指導者に登録していただき、生涯学習情報誌「越谷市生涯学習リーダーバンク」に掲載しています。

生涯学習リーダーバンクへの登録

1. 登録できる方

生涯学習の様々な分野の指導者で、越谷市内で活動ができる、次のいずれかの条件に該当する方（居住制限等はありません）

・免許や資格をお持ちの方

・講師や助言者として指導経験のある方

・様々な経験や知識を持っている方

2. 活動の内容

生涯学習活動の指導

3. 生涯学習リーダーバンクへの登録方法

生涯学習リーダーバンク登録申請書（調査票）に必要事項を記入後、生涯学習課へ提出してください。また、電子申請からも登録申請をすることができます。

登録申請書は越谷市ホームページからダウンロードできます。



①登録受付期間

随時（越谷市ホームページ掲載分）

※情報誌は、おおむね2年ごとに改訂版を発行しています。

詳しくは生涯学習課へお問い合わせください。（情報誌掲載者の募集時には、越谷市ホームページ、「TRY」（広報こしがや季刊版に折り込みの生涯学習情報紙）、地区センター・公民館だよりなどでお知らせします）

②登録受付場所

越谷市教育委員会教育総務部 生涯学習課
（越谷市役所第二庁舎4階）

電話：048-963-9283

FAX：048-965-5954

③登録分野

※分野ごとに分類・整理して情報誌に掲載します。

分野別一覧

- ア. 教育
- イ. 語学・国際理解
- ウ. 産業・技術
- エ. 芸術・文化
- オ. 家庭生活・趣味
- カ. 市民生活
- キ. 人文・社会科学・自然科学
- ク. スポーツ・レクリエーション・体力づくり

4. 活動をする

団体や個人から直接、指導の依頼があります。

指導の日時や内容、指導上の経費（交通費・材料費・謝礼等）および事故に伴う賠償等については、依頼者側と直接協議のうえ、事前に決めてください。

《お問い合わせ》
 教育総務部 生涯学習課
 （第二庁舎4階）
 電話：048-963-9283

生涯学習リーダーバンクの活用

「生涯学習リーダーバンク」では、生涯学習に関する知識や技術を持っている方を紹介しています。

地域や関係機関、各サークルや個人で、指導者・講師などをお探しの際は、是非ご活用ください。

1. 指導者・講師へ依頼することができる方

どなたでも依頼することができます（居住制限等はありません）。

2. 指導者・講師への依頼方法

- ①分野、人名などから指導者・講師を探す
- ②「指導者・講師に直接申し込む」または「生涯学習課へ問い合わせる」
※連絡先が記載されていない指導者・講師への連絡については、生涯学習課にお問い合わせください。
- ③指導の日時や内容、指導上の経費、謝礼やその他詳細について、指導者・講師と直接協議の上、決める

3. 生涯学習リーダーバンクの閲覧等

①情報誌は、おおむね2年ごとに改訂版を発行し、生涯学習課のほか以下の施設等に配架しています。

冊子(情報誌)の提供

※残部についてはお問い合わせください。

各地区センター・公民館
南部、北部出張所
各交流館
各体育施設
けやき荘
くすのき荘
ゆりのき荘
ひのき荘
図書館
南部図書室
北部市民会館図書室
中央図書室

②越谷市ホームページに情報を掲載しています。随時新規情報を掲載しているため、情報誌と一部内容が異なります。

越谷市ホームページでの閲覧

<http://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi/gakushusports/syogaigaku/shogaigakushuridabanku.html>



QRコード*

《お問い合わせ》

教育総務部 生涯学習課
(第二庁舎4階)
電話：048-963-9283

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



スポーツリーダーバンク

スポーツリーダーバンクにスポーツ活動指導者を登録し、地域、職域、各種団体やスポーツクラブ等の派遣要請に対し、適切な指導者を派遣します。

スポーツリーダーバンクへの登録

1. 登録できる方

体育・スポーツ理論に関する指導者
各種スポーツ・レクリエーションの実技指導者
満20歳以上の方
越谷市内で活動できる方
(居住制限等はありません)

2. 活動の内容

主としてスポーツの指導活動。
リーダーバンク主催の各種研修会への積極的な参加。

3. スポーツリーダーバンクへの登録方法

越谷市スポーツリーダーバンク登録申請書に必要事項を記入後、スポーツ振興課へ提出してください。

登録申請書はスポーツ振興課でお渡しします。

①受付期間：随時

②受付場所

越谷市教育委員会教育総務部

スポーツ振興課

(越谷市役所第二庁舎4階)

電話：048-963-9284

申請後、登録者選考委員会の審議を経て登録となります。

4. 活動をする

団体や個人からの連絡を受け、指導の具体的内容等の打ち合わせをした後、指導を行ってください。

《お問い合わせ》

教育総務部 スポーツ振興課
(第二庁舎4階)
電話：048-963-9284



参加と協働のためのヒント



参加と協働のためのヒント

スポーツリーダーバンクの活用

1. 指導者へ依頼することができる方

どなたでも依頼することができます（居住制限等はありません）。

依頼できる内容は、市内での活動に限ります。

2. 指導者への依頼方法

①スポーツ振興課へ「スポーツリーダーバンク指導者派遣申請書」を派遣要請日の2週間前までに提出する

②スポーツ振興課から指導者の紹介を受ける。

③紹介された指導者に連絡し、指導の具体的内容等について打ち合わせや手続きを行い、指導を受ける。

3. スポーツリーダーバンクの閲覧

スポーツ振興課へお問い合わせください。
一部内容については、越谷市ホームページで閲覧することができます。

<http://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi/gakushusports/syogaigaku/shogaigakushuridabanku.html>



QRコード

《お問い合わせ》
教育総務部 スポーツ振興課
(第二庁舎4階)
電話：048-963-9284



学校評議員

学校評議員は、学校・家庭・地域が手を携えて、よりよい教育の実現を目指すとともに、学校の自主性・自律性を高め、校長が地域の声を把握しながら適正に学校運営を行うことを支援していくものです。具体的には、学校の教育目標および教育活動や児童生徒の健全育成、学校・家庭・地域の連携に関する事等について、校長の求めに応じて意見を述べる事が主な役割となります。

各学校ごとに定数を5人以内として学校評議員を設置しています。学校評議員は、校長の推薦により教育委員会が委嘱しますが、推薦にあたり、5人のうち1人を公募しています。

1. 応募できる方

①教育に関する理解と見識を有する20歳以上の方

②当該学校の通学区域または通学区域の属する公民館区内にお住まいの方（当該学校の職員以外）

③校長の求めに応じ、意見を述べる事ができる方

2. 募集期間

毎年1学期当初（4月中旬～下旬）に募集します。

広報こしがやお知らせ版および市ホームページでお知らせします。

詳しくは、該当する小・中学校または教育委員会学校教育部 指導課へお問い合わせください。

《お問い合わせ》
学校教育部 指導課
(第二庁舎4階)
電話：048-963-9292



越谷市を良くする活動のための、資金を得たい。

越谷しらこぼと基金助成事業

越谷しらこぼと基金は、越谷市を愛し応援しようとする個人又は団体からの寄附金を活用し、快適で活力ある魅力的なふるさとづくりのために設置されました。

この基金から生ずる収益の一部を財源として、自主的・主体的に活動する市民に対して助成金の交付を行っています。



市民活動助成事業

1. 助成事業に応募できる方

市内在住または市内に活動の本拠を有し、期間内に事業実施の見込みがある団体

2. 助成対象となる事業

市内で実施する事業で、調査研究、創作発表、啓発普及、人材育成、実践等に関するもの

※助成対象外事業

- ①営利を目的とする事業
- ②特定の政治的目的または宗教的目的を有する事業
- ③特定の個人・団体等を対象とする事業
- ④定期的・恒例的に行われている事業
- ⑤備品購入だけの事業 等

3. 助成額

助成対象事業費の1/2以内

上限額50万円

※助成対象事業費が32万円以下の事業…

助成対象事業費の4/5以内、上限額16万円

4. 助成事業の申請方法

①募集時期

広報こしがやお知らせ版や越谷市ホームページにてお知らせします。

②受付場所

越谷市市民協働部市民活動支援課
(越谷市役所第二庁舎2階)

電話：048-963-9153

③申請に必要なもの

「越谷しらこぼと基金助成金交付申請書」

「事業計画書」

「事業収支予算書」

「団体の概要」(指定様式による)

団体の総会資料や規約等(※市民活動支援センター登録団体は、登録証の写しでも可)

5. 事業の流れ

①助成事業を申請する

②事業のプレゼンテーションを行う

③申請結果が通知される

④年度末までに事業を実施する

⑤事業終了後、事業結果報告書を提出する

⑥活動実績が公表される



事業例「伝統文化を活用したみこしづくり」

《お問い合わせ》

市民協働部 市民活動支援課

(第二庁舎2階)

電話：048-963-9153



資源回収奨励補助金交付制度

資源回収奨励補助金交付制度とは、越谷市に資源回収実施団体として登録をした自治会や子ども会、管理組合など、一定の地域に住む住民により組織された非営利の団体が、家庭から出される大切な資源（新聞やダンボールなどの古紙類、古繊維類、空き缶、空きびんなど）を、日時や回収場所を決め、自主的に回収し、資源回収業者に引き渡してリサイクルをする活動に対し、資源の回収量に応じて補助金を交付するものです。

この活動は、ごみの減量、資源の有効利用、リサイクル意識の高揚につながるほか、地域のコミュニティづくりにも役立ちます。

1. 補助対象となる団体

補助金交付の対象となる団体は、次の要件を備え、市に登録した団体となります。

- ①越谷市内の一定の地域に住む、おおむね20世帯以上の住民で組織・運営され、営利を目的とせず、資源回収を自らの手で継続的に実施している団体。
- ②団体が発足してから原則として1年以上活動し、年4回以上定期的に実施する予定があること。
- ③回収する資源は、会員の住む地域の家庭から出されたものであること。
- ④資源の提供者に対して、決算報告および活動報告をしていること。

【対象団体の例】

自治会、子ども会、管理組合、婦人会、PTAなど
※営利とは、団体の収益を主たる事業活動に充てず、団体の構成員に分配することを指し、補助金制度ではこれを禁じています。

2. 奨励補助金を受ける方法

年間計画（日時、回収品目、集積場所、回収業者の選定等）を設定し、市に資源回収実施団体として登録してください。

①実施方法などを話し合う

目的・役割分担・回収日時・回収品目・出し方・回収場所・お知らせの方法などを話し合います。

回収場所のごみ集積所の使用を控え、独自に回収する場所を決めてください。

独自の回収場所を設定することができず、集積所を使用する場合、行政回収と異なる回収日を設定し、資源回収専用のかごを用意するなど、ごみ集積所を利用する方が行政回収と区別できるようにしてください。

資源回収の日時などが決まったら、事前に回覧等で各世帯に周知してください。

②回収業者を選定し打合せをする

回収を上手に進めるためには、なるべく近くの業者を選ぶことがポイントです。（連絡・調整・相談も便利で、自己運搬も可能です。）回収業者によって回収している品目が異なるため、複数選択していただいても構いません。

回収頻度や回収場所の数、回収量などの条件により、売払い単価が変わることがありますのでよく相談してください。

③市に団体登録申請をする

新規に登録される場合、市指定の「越谷市資源回収実施団体新規登録申請書」及び「越谷市資源回収奨励補助金振込口座新規登録申請書」に必要事項を記入の上、添付書類を添えて越谷市リサイクルプラザ（砂原355番地 電話：048-976-5371）まで提出してください。

補助金振込口座は個人名義ではなく、資源回収団体名の入った口座で開設してください。
※登録申請書や集団資源回収の手引きなどの書類は、ホームページからダウンロードできます。

3. 奨励補助金の申請

市指定の交付申請書兼請求書に資源回収実績報告書を添えて（回収業者の発行する証明書も必ず持参）申請してください。年4回の受付は、6月・9月・12月・3月です。

4. 奨励金の交付

申請書受理、内容審査後、団体指定の金融機関の口座に振り込みます。

《お問い合わせ》

環境経済部 リサイクルプラザ
減量リサイクル推進担当（砂原355番地）
電話：048-976-5371



協働について学びたい。

越谷市市民活動支援センター 「ななサポこしがや」

越谷市市民活動支援センター「ななサポこしがや」では、市民活動に関する講座の開催等を行っています。施設概要→P.50 参照



越谷駅前塾
「パソコンなんでも相談事例集～みんなのお悩み」

協働のまちづくり研修会

市民活動団体の方と市職員が、お互いの「協働」のイメージを交換し合い、一人ひとりの協働体験を語り合うことを通して意識の向上を図るため、研修会を実施しています。

1. 参加できる方

- ①越谷市市民活動支援センター登録団体
- ②越谷市職員

2. 会場

越谷市市民活動支援センター

3. テーマ・内容等

「協働」について、ワールドカフェ形式などで意見交換を行う

4. 参加申し込み方法

越谷市市民活動支援センター登録団体に対して、参加募集のお知らせをお送りします。

《お問い合わせ》
市民協働部 市民活動支援課
(第二庁舎2階)
電話：048-963-9153



Ⅲ. 行政情報編



越谷特別市民
ガーヤちゃん

市が取り組む事業や施策、色々な制度について勉強したい。



参加と協働のためのヒント

市職員等出張講座

市が取り組む事業や施策、各制度などについて、市の職員が地域の集会や団体の会議などに伺い、分かりやすく説明します。

1. 対象となる集会など

原則として、市内に在住、在勤、在学の10人以上のグループ

自治会、コミュニティ推進協議会、老人会、子ども会、PTA などの団体はもちろんのこと、受講のために新たに作ったグループも対象となります。

2. 開催日時

原則として、平日の9時から17時までです。時間は、メニューによって異なりますが、原則として1講座2時間以内とします。

3. 費用

市職員の派遣費用は無料です。
※会場等（自治会館、地区センター等）の手配及びそれに要する費用は申請者のご負担となります。

4. 出張講座の申し込み方法

①申し込み時期

出張講座開催希望日の14日前まで

②申し込み先

越谷市市民協働部 市民活動支援課
(越谷市役所第二庁舎2階) または最寄りの地区センター

③提出書類

受講申請書

《お問い合わせ》
市民協働部 市民活動支援課
(第二庁舎2階)
電話：048-963-9153

市政移動教室

市の施策への関心と理解を深めていただくため、施設見学を行っています。日時等は広報こしがやお知らせ版、越谷市ホームページでお知らせしています(38人までの団体での実施も受け付けます)。

1. 応募できる方

- ①市内在住・在勤・在学または市内で活動している方
- ②市内で活動しているまたは市内に事務所を有する法人を含む団体

2. 費用

参加費用は無料です。

3. 応募方法

参加者、参加団体の募集時には、広報こしがやお知らせ版や越谷市ホームページなどでお知らせします。

《お問い合わせ》
市長公室 広報広聴課
(本庁舎2階)
電話：048-963-9117



参加と協働のためのヒント

越谷市のイベント情報や災害情報をキャッチしたい。

広報こしがや

市政の動き、市からのお知らせ、市内のさまざまな話題を掲載しています。

1. 発行日

- ①お知らせ版：毎月1日
- ②季刊版：3月、6月、9月、12月の15日

2. 配布場所

- ①市内の公共施設
 - ②JR および東武線各駅
 - ③市内郵便局
 - ④JA、市内金融機関
 - ⑤一部のコンビニエンスストア・スーパーマーケット など
- ※季刊版は、①・②のみ

また、市からのその他の配送物と併せて、自治会の担当者の方へも配布しています。

自治会への加入については、自治会長さんや自治会の各班長さんにご相談下さい。

3. スマートフォン向けアプリでの配信

スマートフォン向けアプリ「i(アイ)広報紙」でも広報紙を配信しています。

最新号が配信されると、自動で通知が届きます。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.koshigaya.saitama.jp/shisei/koho/oshirase/ikouhoushi.html>



QRコード

《お問い合わせ》
市長公室 広報広聴課
(本庁舎2階)
電話：048-963-9117

越谷cityメール配信サービス

越谷市のイベント情報や防災情報などを電子メールでお届けします。

過去の配信内容は、市ホームページで見ることができます。

1. 登録方法

①携帯電話の場合

以下のアドレスにアクセスし、案内にしたがって配信登録する

<https://citymail.city.koshigaya.saitama.jp/koshigaya/>



QRコード

②パソコンの場合

以下のアドレスにアクセスし、案内にしたがって配信登録する

<https://citymail.city.koshigaya.saitama.jp/koshigaya/member>

2. 配信内容

- ①災害・防犯・防災行政無線…災害時の情報や不審者情報、防災行政無線の放送内容
- ②健康・医療…休日当番医、連休中の医療機関、健(検)診のお知らせ、健康づくりイベントなど
- ③市政情報・お知らせ…市政への参画に関する情報、テレビ広報放送日、そのほか市からのお知らせ
- ④イベント案内…イベント案内、イベント中止のお知らせなど
- ⑤子育て…子育て講習など

3. 費用

情報提供料は無料です。通信料は利用者の負担となります。

《お問い合わせ》
市長公室 広報広聴課
(本庁舎2階)
電話：048-963-9117



ツイッター (twitter) 越谷市公式アカウント

ツイッターで、市ホームページの更新情報や越谷特別市民「ガーヤちゃん」の情報、大規模災害時などにおける緊急情報やその他情報の発信を行っています。

1. アカウント名など

アカウント名：@citykoshigaya
アドレス：
<http://twitter.com/citykoshigaya>



QRコード

2. 投稿内容

- ①越谷市公式ホームページの新着情報
- ②YouTube 越谷市公式チャンネルの新着情報
- ③ガーヤちゃん情報
- ④大規模災害時などにおける緊急情報
- ⑤その他、運用管理責任者が許可する情報

《お問い合わせ》
市長公室 広報広聴課
(本庁舎2階)
電話：048-963-9117

ライン (LINE@) 越谷市公式アカウント

イベント情報などの配信を行っています。

1. アカウント名など

アカウント名：越谷市
LINE ID：@bik2290t

2. 越谷市公式アカウントを 友だち追加する方法

越谷市が発信する情報を見るには、LINE アプリを導入後、越谷市公式アカウントを「友だち追加」してください。

以下の方法で「友だち追加」することができます。

①QRコードから登録する

メニューの「友だち追加」で「QRコード」を選択し、次のQRコードを読み取る



QRコード

②公式アカウントから選択する

メニューの「公式アカウント」から「越谷市」を検索して選択する

《お問い合わせ》
市長公室 広報広聴課
(本庁舎2階)
電話：048-963-9117



テレビ広報番組 「いきいき越谷」

テレビ広報番組「いきいき越谷」は、市政ニュースや特集などで構成する30分番組です。

テレビ埼玉(地上デジタル3チャンネル)とJ:COM 越谷(ケーブルテレビ。J:COMチャンネル埼玉東は地上デジタル11チャンネル)で毎月放送しています。

1. 放送時間

①テレビ埼玉

毎月第3土曜日と翌日曜日(再放送)

午前9時30分から10時00分まで

②J:COM 越谷

テレビ埼玉放送の翌月曜日から日曜日まで
1日2回の放送で、1回目は午前9時00分
から9時30分まで。2回目は20時00分から
20時30分まで

※詳しい放送日時と内容は、「広報こしがやお知らせ版」に掲載しています。

2. 「いきいき越谷」YouTube版

「いきいき越谷」の過去放送分は、動画サイト「YouTube」の越谷市公式チャンネルで視聴できます。→次項目参照

《お問い合わせ》
市長公室 広報広聴課
(本庁舎2階)
電話：048-963-9117

ユーチューブ (YouTube) 越谷市公式チャンネル

テレビ埼玉とケーブルテレビ「J:COM 越谷」で放送しているテレビ広報番組「いきいき越谷」のバックナンバーを毎月投稿するほか、広報紙「広報こしがやお知らせ版」「広報こしがや季刊版」で紹介している記事に連動して再生される、AR(拡張現実)を使用した動画を投稿しています。ARを使用した動画では、各界で活躍している越谷市出身の皆さんや市内の催しの様子などを紹介しています。

1. アドレス

<https://www.youtube.com/user/citykoshigaya>



QRコード

2. 投稿内容

- ①テレビ広報番組「いきいき越谷」のバックナンバー (毎月投稿)
- ②広報紙「広報こしがやお知らせ版」「広報こしがや季刊版」に連動したAR(拡張現実)使用動画 など

《お問い合わせ》
市長公室 広報広聴課
(本庁舎2階)
電話：048-963-9117



越谷市が持っている文書を見たい。

情報公開制度

越谷市情報公開条例に基づき、実施機関が保有している情報（公文書）を皆さんからの請求により公開する制度です。

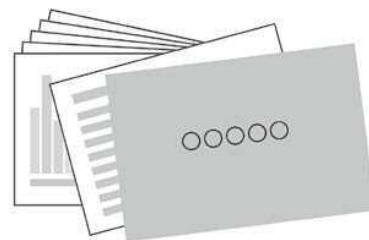
この制度は、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政を一層推進していくことを目的としています。

1. 実施機関

- ①市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会
- ②議会
- ③越谷市土地開発公社、公益財団法人越谷市施設管理公社

2. 制度を利用できる方

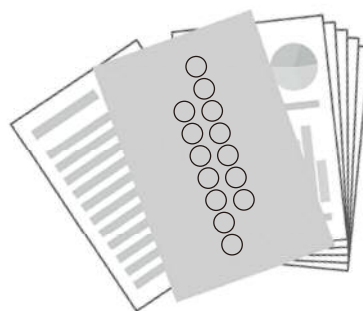
どなたでも請求することができます。



3. 請求の方法

総務課の職員と相談し、公文書公開請求書に公文書の名称または内容、公開の方法など所定の事項を記入してください。郵送でも請求することができます。

※あて先は、実施機関名を記入してください。



4. 費用

原則として1件につき200円の手数料がかかりますが、市民の皆さんや公文書の内容に利害関係のある方などは、無料です。

※写しの交付や写しの郵送を希望される場合は、手数料のほかにコピー代や郵送料を負担していただきます。



5. 公開できない場合

公開請求のあった公文書は、公開することを原則としていますが、個人のプライバシーに関する情報などが記録されている場合は、公開できないことがあります。

なお、決定に不服がある場合には、審査請求等を行うことができます。

《お問い合わせ》
総務部 総務課
(本庁舎2階)
電話：048-963-9136

IV. 市議会編



越谷特別市民
ガーヤちゃん



市議会ではどんなことをしているかを知りたい。

市議会の傍聴

市議会の本会議・委員会は、どなたでも傍聴することができます。

1. 傍聴申し込み方法

会議当日、先着順で受け付けます。

- ①越谷市議会事務局(越谷市役所本庁舎4階)で「傍聴申込書」に「住所」、「氏名」を記入する。
- ②「傍聴券」を受け取る。

2. 傍聴席数

本会議場の傍聴席は、一般席40席、車椅子傍聴スペース2台分



《お問い合わせ》
 越谷市議会事務局 議事課
 (本庁舎4階)
 電話：048-963-9261

請願と陳情

どなたでも市の行政に対する要望や意見を、請願書または陳情書として議会へ提出することができます。請願書には、議員の紹介が必要です。

請願

請願は、国や県、市などに市民生活などについての意見や要望・希望を述べる事ができる制度です。市議会への請願(請願書の提出)は、市議会議員の紹介が必要です。

提出された請願は、文書表に取りまとめられ、議案と同様に委員会に付託され詳しく審査された後、本会議において採択・不採択を決めます。

1. 請願の提出方法

- ①市議会ホームページに掲載している請願書記載例を参考に1件につき一部作成し、議会事務局(越谷市役所本庁舎4階)へ提出してください。
- ②一人以上の議員の紹介が必要です。
- ③提出期限については、議会(定例会)開会日までに提出されるようご協力願います。
- ④記載方法については、要旨は簡潔に、理由は箇条書きでお願いします。また、場所等を示す場合は、正しい名称を用い、案内図や略図なども添付してください。請願者は、署名押印(記名押印も可)にて提出してください。
- ⑤用紙の大きさ A4 判を標準にします。

陳情

陳情は請願のほかに意見や要望・希望を述べる事ができる制度で市議会議員の紹介がなくても提出ができます。

提出された陳情(陳情書)は、その写しが全議員に配布されます。

1. 陳情の提出方法

- ①市議会ホームページに掲載している陳情書記載例を参考に1件につき一部作成し、議会事務局(越谷市役所本庁舎4階)へ提出してください。
- ②議員の紹介は必要ありません。
- ③提出期限については、特に定めはありません。
- ④記載方法については、要旨は簡潔に、理由は箇条書きでお願いします。また、場所等を示す場合は、正しい名称を用い、案内図や略図なども添付してください。陳情者は、署名押印(記名押印も可)にて提出してください。
- ⑤用紙の大きさ A4 判を標準にします。

《お問い合わせ》
 越谷市議会事務局 議事課
 (本庁舎4階)
 電話：048-963-9261



市議会インターネット中継

市議会の生中継・録画中継を、インターネットで見ることができます。

録画中継は、会議が終了した日のおおむね3日後(土、日、祝日を除く)から約4年間視聴が可能です。

1. 視聴方法

市議会ホームページからご利用ください。
<http://www.koshigaya-city.stream.jfit.co.jp/>

※映像を視聴するには、Microsoft社のWindows Media Player(無償)が必要です。
※各地区センター・公民館に設置された情報系キオスク端末でも視聴することができます。

《お問い合わせ》

越谷市議会事務局 議事課
(本庁舎4階)
電話：048-963-9261

市議会会議録の検索・閲覧

市議会の会議録を、インターネット上のシステムで検索・閲覧することができます。

1. 検索・閲覧方法

市議会ホームページからご利用ください。
(パソコン、スマートフォン、タブレット対応)
<http://www.kaigiroku.net/kensaku/koshigaya/koshigaya.html>



QRコード

2. その他の閲覧方法

議会事務局、情報公開センター、市立図書館、北部市民会館図書室、南部図書室、中央図書室、各地区センター・公民館でも閲覧することができます。

《お問い合わせ》

越谷市議会事務局 議事課
(本庁舎4階)
電話：048-963-9261

みんなでつくる
住みよい越谷
自治のまち



みんなが描く自治のまちづくり 四十選

越谷市自治基本条例普及啓発冊子

発行 越谷市

編集 越谷市市長公室政策課

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL 048-964-2111(代表)

FAX 048-965-6433